

令和6年度第2回太宰府市地域公共交通活性化協議会 次第

日時：令和6年10月21日（月）14時開始

場所：太宰府市商工会会館2階 大会議室

1 開会

・挨拶

2 議事

【議題1】

路線バスの一部区間廃止について

【議題2】

運賃協議分科会設置について

3 その他

4 閉会

太宰府市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

任期: 令和8年3月31日まで

No.	選出区分	氏名	所属団体等
1	副市長	原口 信行	太宰府市
2	鉄道事業者及びその組織する団体において選出された者	高橋 拓大	九州旅客鉄道(株) 経営企画本部 経営企画部 副課長
		田代 幸輔	西日本鉄道(株) 鉄道事業本部 計画部 計画課長
3	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者	池田 舞	西日本鉄道(株) 自動車事業本部 営業部 営業第二担当 課長
4	一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者	中井 一貴	有限会社太宰府タクシー 代表取締役
5	校区自治協議会を代表する者	松尾 宗治	太宰府市自治協議会 松川区自治会長
6	福岡運輸支局長又はその指名する者	古賀 秀策	国土交通省 九州運輸局 福岡運輸支局長
7	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	森本 直弥	西鉄バス二日市株式会社 助役兼自動車運転士
8	市内に存する道路の道路管理者又はその指名する者	木場 和俊	国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所 計画課長
		富士原 展美	福岡県 那珂県土整備事務所 企画班 地域整備主幹
		齋藤 実貴男	太宰府市 都市整備部 建設課長
9	公安委員会を代表する者又は交通管理者	山口 裕丈	福岡県警察 筑紫野警察署 交通課 交通総務係長
10	識見を有する者	寺町 賢一	九州工業大学大学院 工学研究院 建設社会工学研究系 教授
11	その他市長が適当と認める者	草場 康文	西日本鉄道(株) まちづくり・交通・観光推進部 課長
		鈴木 貴大	国土交通省 九州運輸局 交通政策部 交通企画課 課長
		三重野 直美	福岡県 企画・地域振興部 交通政策課 課長補佐
		八尋 茂雄	太宰府市総合戦略推進委員会 委員長
		楠田 悦子	モビリティジャーナリスト
		竹井 正彦	太宰府市商工会 観光部会長((有)ナカガミ 代表取締役))
		池上 順一	バリューマネジメント(株) 地域創生部 ゼネラルマネージャー

【事務局】

太宰府市 都市整備部 部長	柴田 義則
太宰府市 総務部 理事	杉山 知大
太宰府市 都市整備部 都市計画課 課長	古賀 千年志
太宰府市 総務部 地域コミュニティ課 課長	高田 政樹
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当係長	前田 勝一朗
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当	長澤 浩平
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当	久保 弘樹
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当	田渕 利治

○太宰府市地域公共交通活性化協議会規則

平成30年3月27日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 生活交通の確保、維持及び改善のための事業に関すること。
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (5) 交通計画に定められた事業の実施及び連絡調整に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (7) その他必要な事項

(令3規則44・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。ただし、第1号に掲げる者については、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

- (1) 副市長
- (2) 鉄道事業者及びその組織する団体において選出された者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者

- (5) 校区自治協議会を代表する者
 - (6) 福岡運輸支局長又はその指名する者
 - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
 - (8) 市内に存する道路の道路管理者又はその指名する者
 - (9) 公安委員会を代表する者又は交通管理者
 - (10) 識見を有する者
 - (11) その他市長が適当と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、旅客の利便性を損なわないと協議会で認められた事項について協議する場合は、書面にて開催することができる。この場合において、決定事項については、会長が書面により委員に報告を行うものとする。
- 5 協議会において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱)

第7条 協議会において協議が調った事項については、関係者は、その結果を尊

重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第8条 協議会は、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会規程

〔 令和 6年 9月 20日 〕
〔 訓 令 第 5 号 〕

(趣旨)

第1条 この訓令は、道路運送法（昭和26年法律第183号。）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る旅客の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）についての協議等を行うため、太宰府市地域公共交通活性化協議会規則（平成30年規則第10号。）第8条第1項の規定に基づき設置する太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会（以下「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会の所掌事務は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする。

- (1) 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線等に係る運賃等
- (2) その他分科会が必要と認める事項

(組織)

第3条 分科会は、太宰府市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者又は一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (3) 校区自治協議会を代表するもの
- (4) 福岡運輸支局長又はその指名する職員

(任期)

第4条 分科会の委員の任期は、協議会の委員の在任期間とする。ただし、任期

中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長)

第5条 分科会に会長を置き、第3条第1号に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第6条 分科会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、旅客の利便性を損なわないと分科会で認められた事項について協議する場合は、書面にて開催することができる。この場合において、決定事項については、会長が書面により委員に報告を行うものとする。

5 分科会において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱)

第7条 分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和 6 年度第 2 回 太宰府市地域公共交通活性化協議会資料

太宰府市都市計画課

本日の議題

議題 1

路線バスの一部区間廃止について

- 1.経緯
- 2.地域課題の分析・整理
- 3.利用者ニーズ把握
- 4.代替交通モード導入の検討

議題 2

運賃協議分科会設置について

- 1.条例及び規則改正報告

議題 1

路線バスの一部区間廃止について

議題 1 路線バスの一部区間廃止について

1.経緯（参考資料1.2）

(1)令和6年3月29日付けで西鉄バス二日市(株)から福岡県バス対策協議会へ「乗合バス路線の廃止及び一部区間廃止について」申出書が提出（資料2）

- ・ 路線名：星ヶ丘線(太宰府市)
南ヶ丘線(大野城市、筑紫野市、太宰府市)

- ・ 廃止予定日：令和7年4月1日

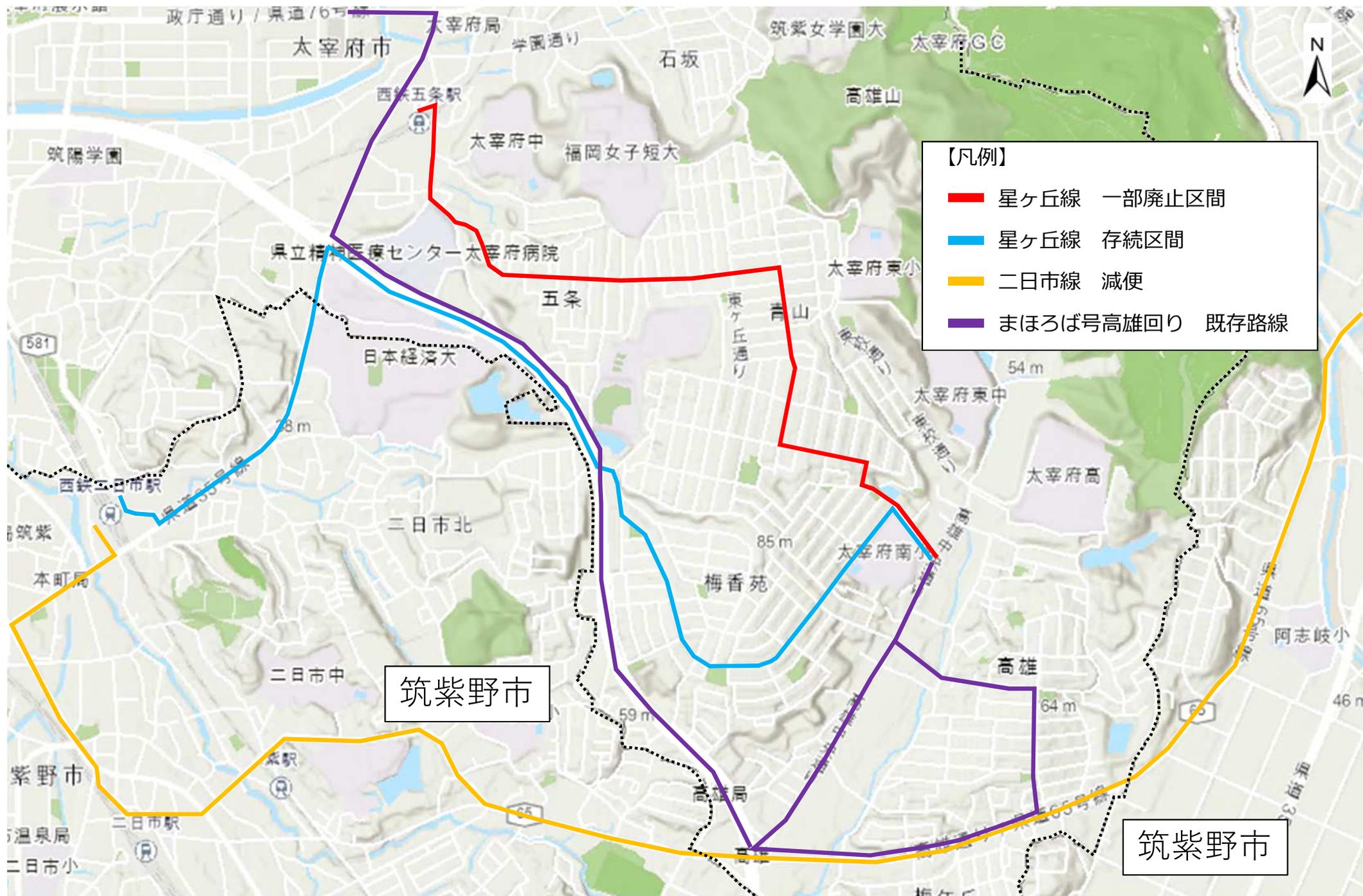
(2)令和6年5月8日福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会開催

ア 令和7年4月1日付け一部区間廃止予定路線（星ヶ丘線、南ヶ丘線）に係る協議

出席者：福岡運輸支局、福岡県、大野城市、筑紫野市、太宰府市、西日本鉄道（株）

協議結果：筑紫野市、太宰府市、大野城市の地域公共交通会議に諮り、今後の対応について検討

筑紫野市・太宰府市エリア 路線図の概要



議題 1 路線バスの一部区間廃止について

参考.協議状況

(1)星ヶ丘線

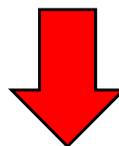
太宰府市、西日本鉄道(株)において継続協議中

(2)南ヶ丘線

大野城市、筑紫野市、太宰府市、西日本鉄道(株)において継続協議中

公共交通事業者を取り巻く注視すべき主な社会情勢等

- ・ 2024年問題に伴う、物流・運送及び公共交通の輸送減少
- ・ 運行事業者との調整（運転士不足）
- ・ 運行車両の手配（納期長期化）



令和7年2月下旬までに本協議会としての意見を福岡県バス対策協議会へ提出する必要がある

議題 1 路線バスの一部区間廃止について

2.地域課題の分析・整理（資料2）

(1)公共交通空白地域の範囲

公共交通空白地域は、交通空白地や交通不便地域ともいわれ、公共交通の便利さの指標の一つとなります。具体的には、鉄道駅やバス停が一定の距離の範囲内にない地域のことを指しますが、「一定の距離」については定まったものではありません。

(2)星ヶ丘線沿線地域の地形及び利用状況の概要

高低差が最大で約50mあり、最も利用が多いバス停は最も高い場所に位置している

(3)南ヶ丘線沿線地域の地形及び利用状況の概要

ほぼ平坦な地域であり、最も利用が多いバス停は他の系統も運行している

議題 1 路線バスの一部区間廃止について

3.利用者ニーズ把握【実施中】（資料3）

(1)調査目的

バスの利用状況を把握し、利用者の年齢や職業、利用目的等についてアンケート調査を行う。

(2)調査対象路線

西鉄バス星ヶ丘線(西鉄五条～太宰府高校入口)

(3)調査項目

- 1.居住地
- 2.年齢
- 3.職業
- 4.運転免許の保有状況
- 5.普段の移動手段
- 6.利用曜日
- 7.利用時間帯
- 8.乗車バス停と降車バス停
- 9.自宅からバス停までの移動時間等
- 10.利用目的

議題 1 路線バスの一部区間廃止について

(4)調査方法

バス利用者が乗車中に、調査員がアンケート用紙を渡し降車するまでに回収する。

バス利用者による記入ができない場合は、調査員が口頭で聞き取りを行い代筆する。

(5)調査日時

1. 【平日】 始発便から最終便までの合計 40便
2. 【休日】 始発便から最終便までの合計 36便

議題 1 路線バスの一部区間廃止について

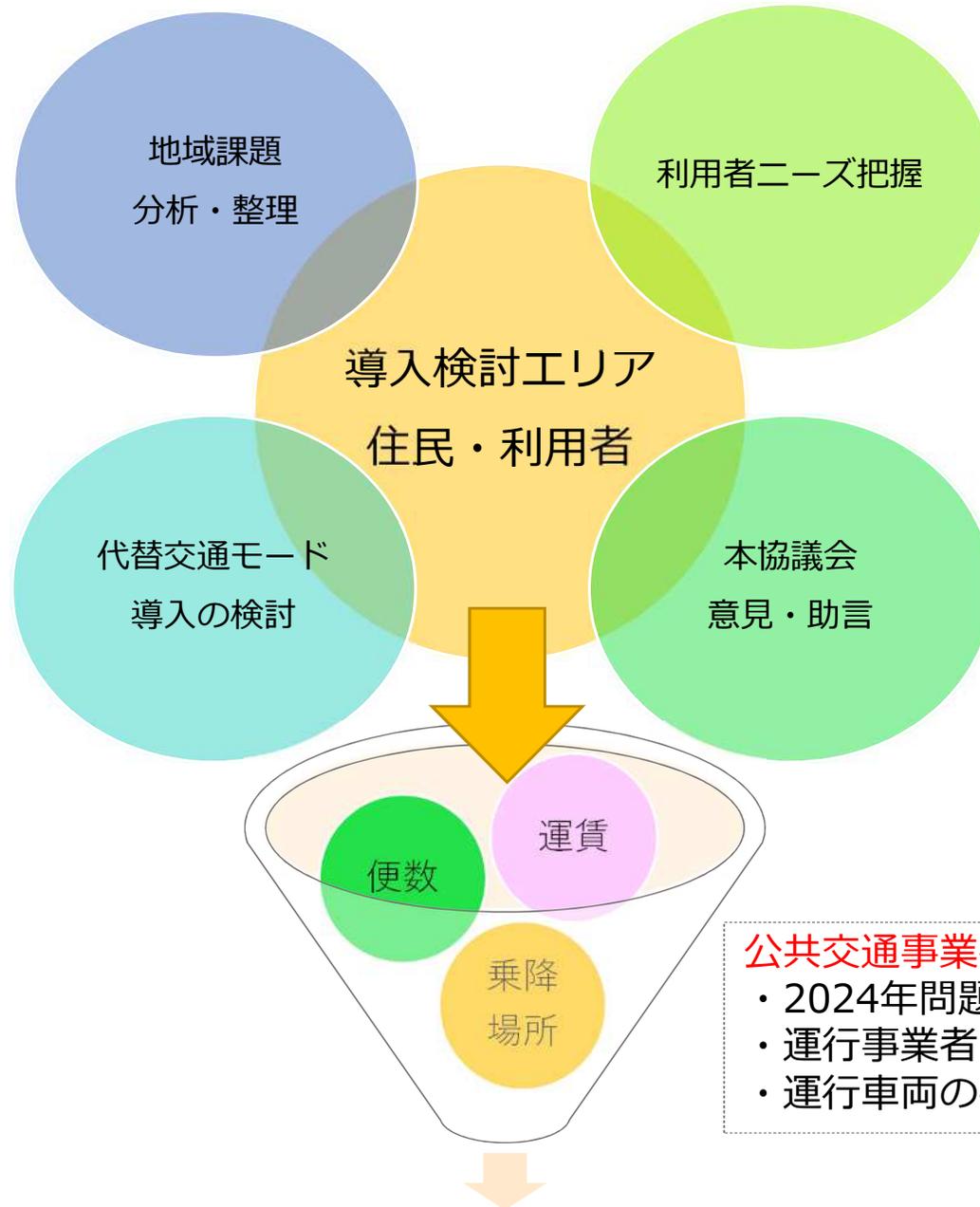
4.代替交通モード導入の検討（資料4）

(1)代替交通モードの例

1	2	3	4	5
コミュニティバス 「まほろば号」	まほろば号 地域線	デマンド交通	自家用有償 旅客運送	タクシー
		 ※嘉麻市HP デマンド運行型バス	 ※筑紫野市HP 御笠自治会バス	 ※(有)太宰府タクシーHP

議題 1 路線バスの一部区間廃止について

(2)代替交通モード導入へのスキーム（案）



代替交通モードの方向性の決定

議題 2

運賃協議分科会設置について

議題 2 運賃協議分科会設置について

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等*により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

議題 2 運賃協議分科会設置について

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ () 内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
- ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
- ③自治会への説明会（住民、利用者）
- ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）

①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。

※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

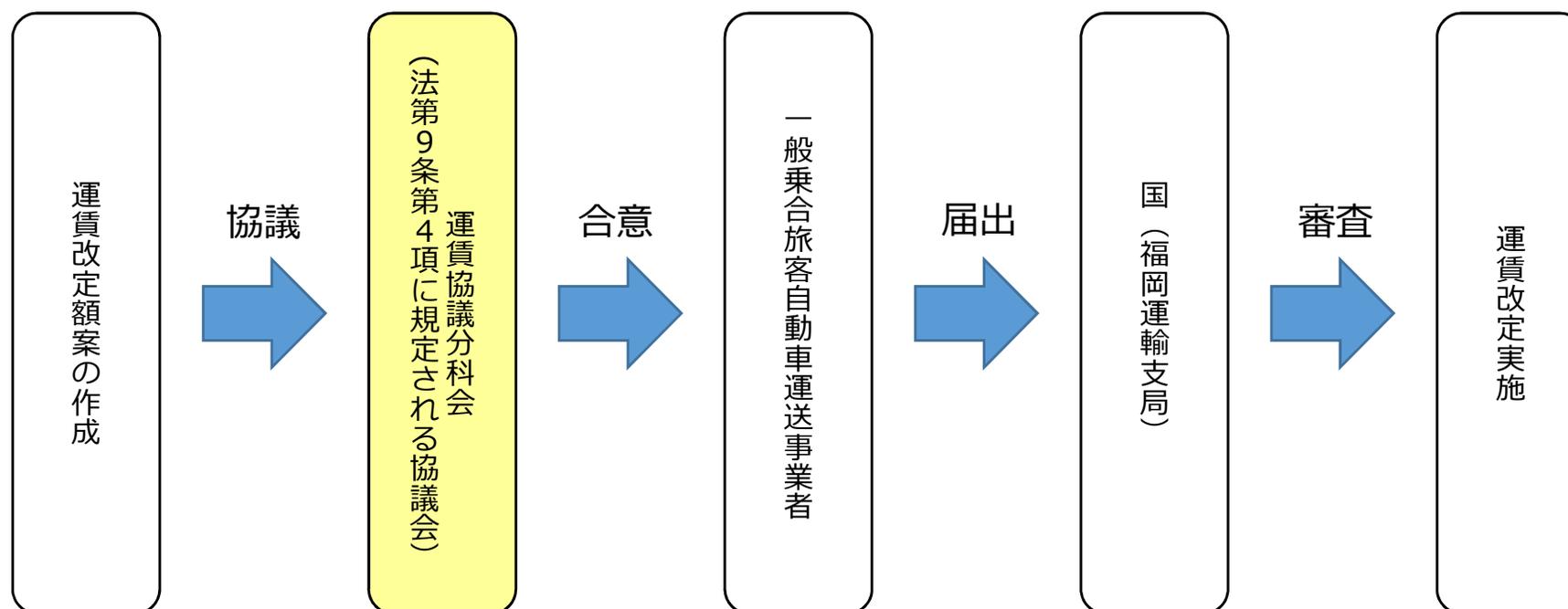
議題 2 運賃協議分科会設置について

「太宰府市附属機関設置に関する条例」及び「太宰府市地域公共交通活性化協議会規則」を改正し、**本協議会の中に「運賃協議分科会」を新たに設置**します。

併せて、運賃・料金に係る協議を行うため「太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会規程」を制定しました。

地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃及び料金について協議等を行う場合に「**太宰府市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会**」を開催することとなります。

協議の流れ（イメージ）



2.地域課題の分析・整理

(1) 公共交通空白地域の範囲

種別	引用元	呼称	鉄道駅	バス停
国交省	地域公共交通づくりハンドブック	空白地域	1000m以上	500m以上
国交省	都市構造の評価に関するハンドブック	公共交通沿線地域	800m圏域内	300m圏域内
太宰府市	立地適正化計画等策定業務における地域分析 (都市構造の評価に関するハンドブックを準用)	-	800m圏域内	300m圏域内
福岡市	公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例	公共交通空白地	1000m以上	1000m以上
		公共交通不便地	1000m以上	500m以上
<p>※公共交通不便地に準ずる地域として、次の①②のいずれかに該当する地域を対象</p> <p>①バス停・鉄道駅との高低差が概ね 40m以上の地域</p> <p>②バス停・鉄道駅までの経路について、迂回を要する、坂道がきつい等、公共交通が不便と考えられる地域であって、地元住民が生活交通の確保に向けた協議会を組織している地域</p>				

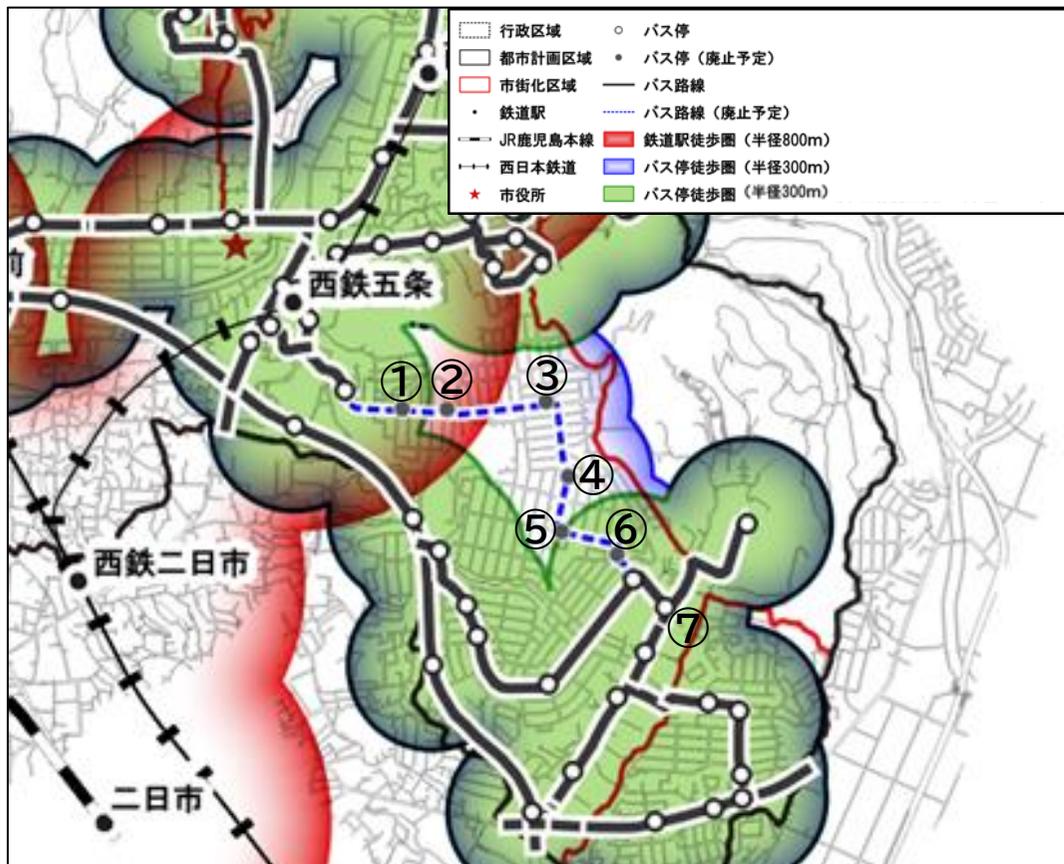
※公共交通空白地・公共交通不便地等



※他の自治体の基準としては、最寄りのバス停からの直線距離が 500m を超える場合を公共交通空白地域、最寄りのバス停からの勾配が 5% 以上等を公共交通不便地域としている事例もあります。

※福岡市 HP

(2)星ヶ丘線沿線地域の地形及び利用状況の概要

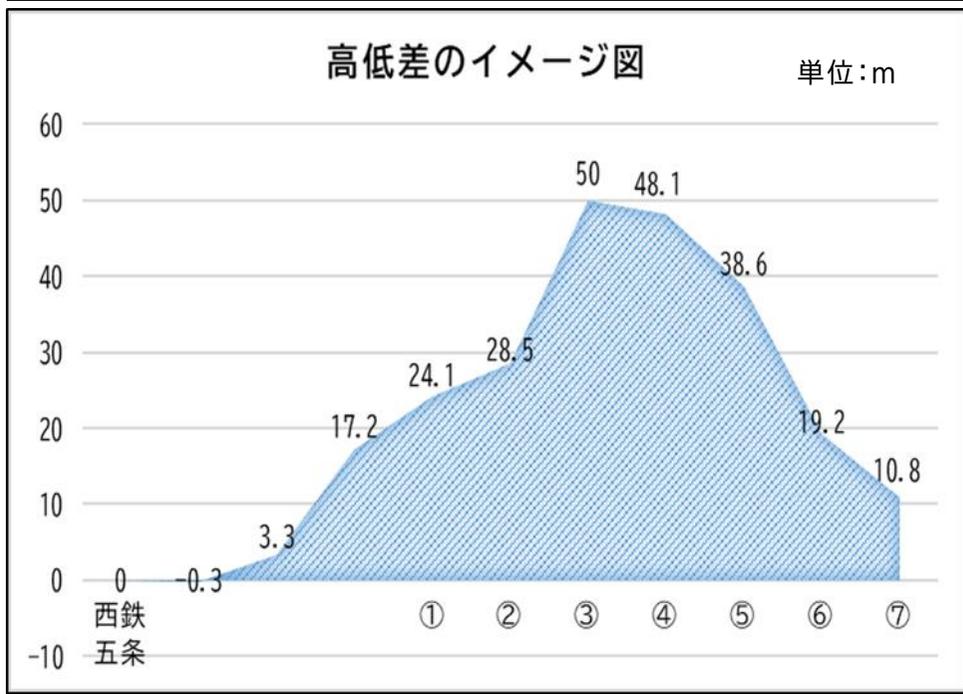


エリア面積	約 33ha (約 330,000 m ²)	
エリア居住人口	約 2,000 人	
高低差/平均勾配	西鉄五条→①	↗約24m/約6.1%
	①→②	↗約4m/約2.7%
	②→③	↗約22m/約8.8%
	③→④	↘約2m/約0.7%
	④→⑤	↘約10m/約4.6%
	⑤→⑥	↘約19m/約3.9%
	⑥→⑦	↘約8m/約4.7%

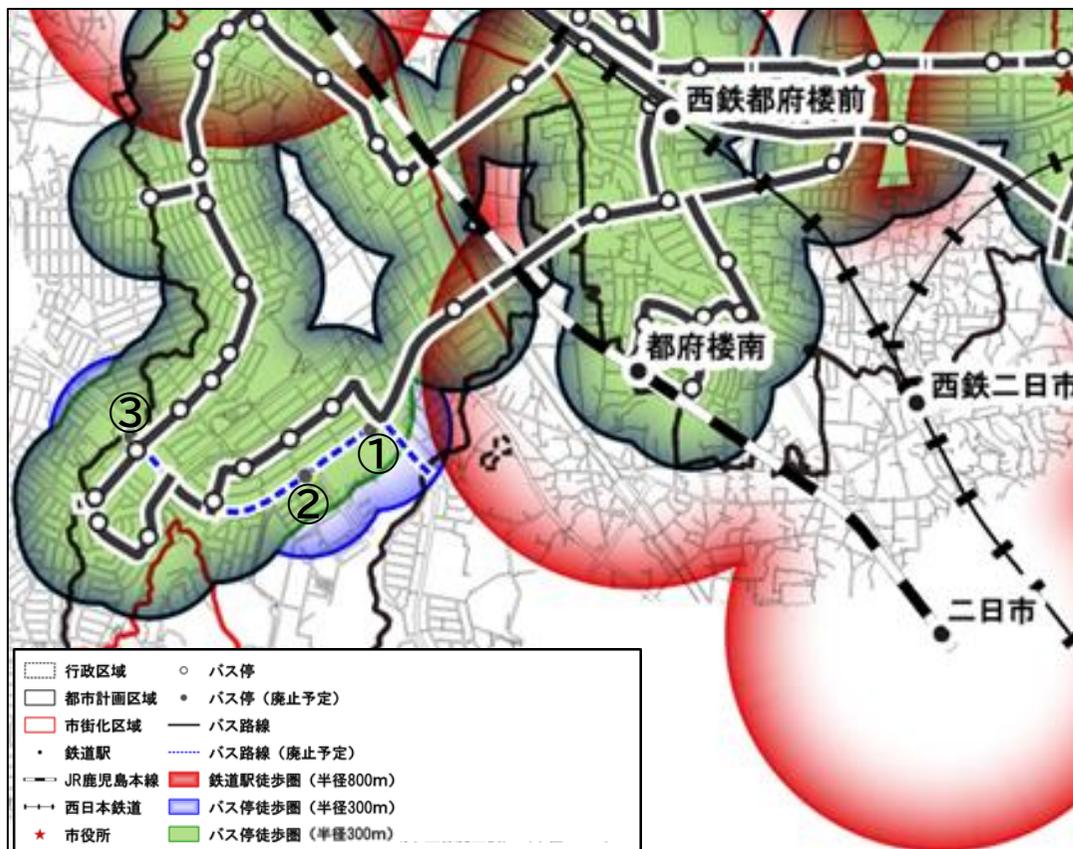
※最大高低差:西鉄五条→③ 約50m

※平均勾配:標高点間の距離にて算出

バス停名	1日の利用者数(R6.4月平均)			最大発車人員 (R6.4月平均)
	平日	土曜	日祝	
①五条台公民館前	約15人	約9人	約8人	15.3 人
②五条台	約27人	約24人	約19人	
③東ヶ丘	約86人	約64人	約53人	
④星ヶ丘第一	約40人	約29人	約23人	
⑤星ヶ丘第二	約19人	約14人	約14人	
⑥緑台公民館前	約7人	約6人	約2人	
⑦太宰府高校入口	約31人	約17人	約15人	



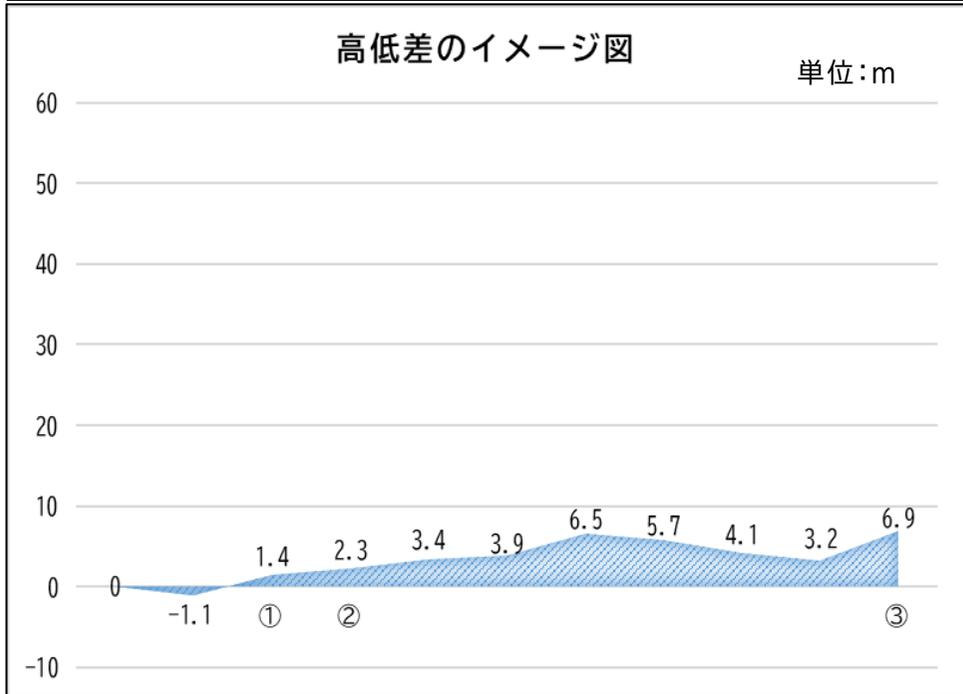
(3)南ヶ丘線沿線地域の地形及び利用状況の概要



エリア面積	約11ha (約110,000 m ²)	
エリア居住人口	約130人	
高低差/平均勾配	→①	↘約1.1m/約0.9%
	①→②	↗約3.4m/約1.1%
	②→③	↗約4.6m/約0.7%

※平均勾配:標高点間の距離にて算出

バス停名	1日の利用者数(R6.4月平均)			最大発車人員 (R6.4月平均)
	平日	土曜	日祝	
①大佐野	約 21 人	約 18 人	約 17 人	15人
②福農前	約 38 人	約 14 人	約 10 人	
③平田	約 57 人	約 32 人	約 32 人	



3.利用者ニーズ把握

(1) 調査目的

バスの利用状況を把握し、利用者の年齢や職業、利用目的等についてアンケート調査を行う。

(2) 調査対象路線

西鉄バス星ヶ丘線(西鉄五条～太宰府高校入口)

(3) 調査項目

1. 居住地
2. 年齢
3. 職業
4. 運転免許の保有状況
5. 普段の移動手段
6. 利用曜日
7. 利用時間帯
8. OD
9. 自宅からバス停までの移動時間等
10. 利用目的

(4) 調査方法

バス利用者が乗車中に、調査員がアンケート用紙を渡し降車するまでに回収する。
バス利用者による記入ができない場合は、調査員が口頭で聞き取りを行い代筆する。

(5) 調査日時

1. 【平日】 始発便から最終便までの合計 40 便
2. 【休日】 始発便から最終便までの合計 36 便

バス利用に関する利用者アンケート

このアンケートについては、利用者の皆様のご意見をお聞きし今後の参考にするため、西日本鉄道(株)、太宰府市が実施するものです。ご協力をお願いします。

あなたのことを教えてください

お住まいの地域を教えてください	1.市内 2.市外
ご年齢を教えてください	1.12歳以下 2.13~17歳 3.18~29歳 4.30~39歳 5.40~49歳 6.50~64歳 7.65~74歳 8.75歳以上
ご職業を教えてください	1.小学生 2.中学生 3.高校生 4.大学生・専門学生 5.会社員・自営業等 6.パート・アルバイト 7.無職 8.その他()
運転免許をお持ちか教えてください	1.自動車運転免許 2.原付・二輪免許のみ 3.返納した 4.その他()
普段の移動手段を教えてください	1.自動車 2.原付・二輪 3.自転車 4.なし 5.その他()

あなたがよく利用するバス停と時間帯などを教えてください

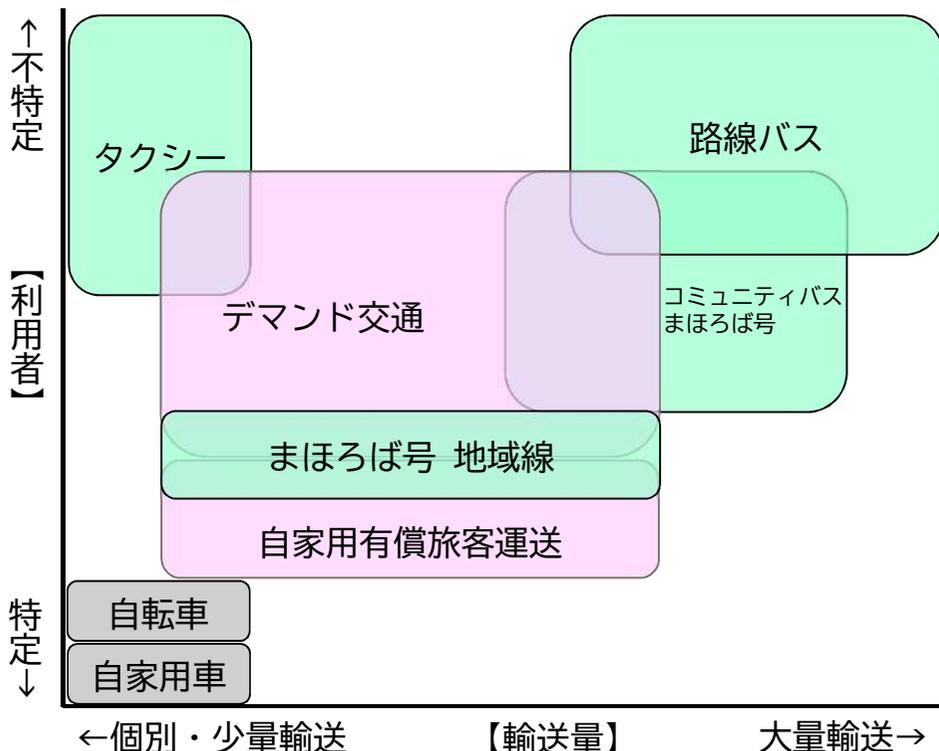
よく利用する曜日を教えてください (複数回答可)	月・火・水・木・金・土・日
よく利用する時間を教えてください	行き 午前・午後()時台 帰り 午前・午後()時台
よく利用するバス停を教えてください	乗車()バス停) から 降車()バス停) まで
よく利用する乗車バス停までの移動 時間と移動手段を教えてください (複数回答可)	移動時間()分 1.電車 2.バス 3.徒歩 4.自転車 5.バイク 6.自家用車(自分で運転、送迎含む) 7.その他()
主な利用目的	1.通勤 2.通学 3.習い事 4.通院 5.買い物 6.食事、社交、娯楽 7.手続き 8.観光・レジャー

ご協力ありがとうございました

4. 代替交通モード導入の検討

資料4

(1) 移動手段・旅客輸送サービスのイメージ



新たな輸送手段の【利用者】及び【輸送量】については、導入する運行エリアや運行車両により変動する。

運行エリア

例) 観光地や教育施設へのアクセスを可能とする場合等、市外からの利用が可能となる区域

運行車両

例) 乗用車やジャンボタクシー

(2) 運行ルートのパターン

	内容	交通モード
定路線型	<p>毎回決められたルートを走行し、所定のバス停などで乗降を行うパターンです。事前に予約があった便や区間のみを運行することも考えられます。</p>	1 コミュニティバス「まほろば号」 2 まほろば号地域線 3 デマンド交通 4 自家用有償旅客運送
迂回ルート型	<p>定路線型と同じように、基本的には決められたルートを走行し、所定のバス停などで乗降を行いますが、バス停などが遠い地域に“迂回ルート”を設定し、予約があった場合のみ乗り入れるパターンです。</p>	3 デマンド交通 4 自家用有償旅客運送
ミーティングポイント型	<p>運行ルートは決めず、バス停等（ミーティングポイント）だけを決めておいて、予約があったバス停等を最短距離で運行するパターンです。</p>	3 デマンド交通
ドアtoドア型	<p>運行ルートもバス停等も決めず、指定エリア内で予約があったところを最短経路で結ぶ形でドアto ドアの運行を行うパターンです。</p>	3 デマンド交通 5 タクシー

3. 代替交通モード導入の検討

No	交通モード		役割	サービス水準							運行状況		負担			運転免許の種類	特徴	
				運行ルート	路線数	運行車両数	運行車種 乗車定員	乗務員数	便数	乗降場所	乗車運賃	星ヶ丘線	南ヶ丘線	利用者	自治会			行政
1	コミュニティバス 「まほろば号」		交通空白地域・不便地域の解消等を目的とし、市等が主体的に計画し、主として市内における輸送を担う。	定路線型	8	10台/12台	小型バス 34~44人	12人	平日 115便/日 土日祝 102便/日	183箇所	100円 (乗換運賃不要)	×	○	○	×	○	大型第二種免許	<ul style="list-style-type: none"> ・朝夕などピーク時の大量輸送に適合 ・6時~20時まで運行 ・認知度が高く経済的 ・運行計画全体の調整または増台、増便や増員が必要
2	まほろば号 地域線			定路線型	3	1台/1台	ジャンボタクシー 9人	1人	平日 10~11便/日	46箇所	150円~ 200円	×	×	○	○	○	普通第二種免許	<ul style="list-style-type: none"> ・朝夕などピーク時の大量輸送に不適合 ・利用時間は9時~17時(一部14時) ・曜日指定の運行のため毎日利用に不適合 ・認知度が高く、路線バスより経済的 ・増台が必要
3	コミュニティ交通	乗合タクシー		デマンド交通	/											普通第二種免許	<ul style="list-style-type: none"> ・朝夕などピーク時の大量輸送に適合するか不透明 ・運行経路を決めず、予約に応じ所定のバス停等の間を最短経路で結ぶため利便性が向上 ・近隣市町で導入済または導入検討中 ・乗車運賃の増や予約制への理解が必要 ・一般乗合旅客自動車運送事業の事業許可を取得している等の要件を満たした運行事業者の受託が必要 	
4	自家用有償旅客運送			/											普通免許	<ul style="list-style-type: none"> ・バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス ・近隣市で導入済 ・旅客から収受する対価は実費の範囲内 ・交通空白地有償運送等運転者講習の受講で運転可能 		
5	タクシー			主にファーストワンマイル・ラストワンマイルの移動手段として、利用者の個別のニーズに応じた輸送を担う。	/			普通自動車 4人	/			830円~	○	○	○	×	×	普通第二種免許

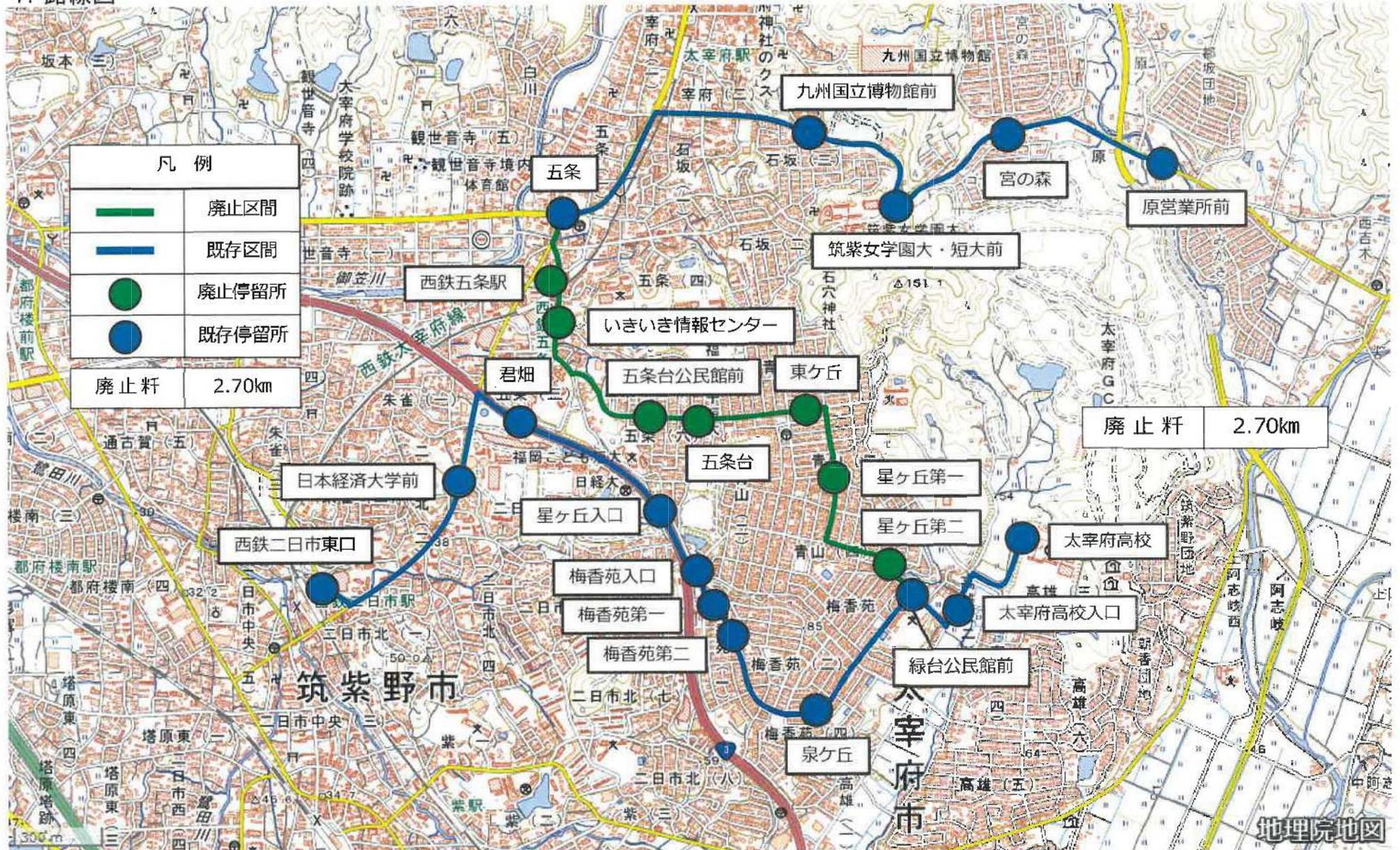
星ヶ丘 線

【添付資料】

1.路線図	P. 1
2.路線概況	P. 2
3.収支・収支率の推移	P. 3
4.輸送人員、平均乗車密度の推移	P. 4
5.現行運行回数	P. 5
6.バス停区間の利用人員	P. 6
7.主要区間の乗車密度	P. 7
8.競合路線状況図	P. 8
9.関係市町村	P. 9

星ヶ丘線

1. 路線図



星ヶ丘線

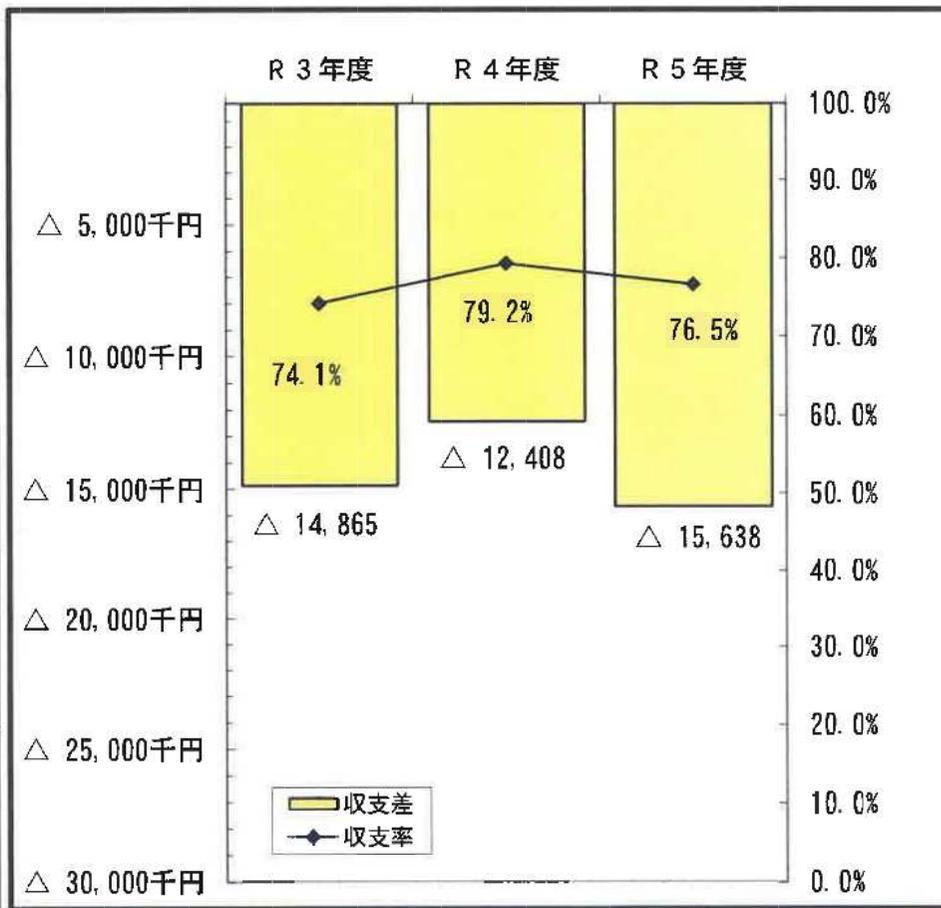
2. 路線概況

実働数			仕業数			運行回数			一日当 輸送人員 (人)			系統数	関係 市町村
平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝		
3	3	3	5	4	4	114	98	98	1,210	587	252	6	筑紫野市、太宰府市

星ヶ丘線

3. 収支・収支率の推移

	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度
総 収 入	42,474千円	47,258千円	51,001千円
総 経 費	57,339千円	59,666千円	66,639千円
収 支 差	△ 14,865千円	△ 12,408千円	△ 15,638千円
収 支 率	74.1%	79.2%	76.5%

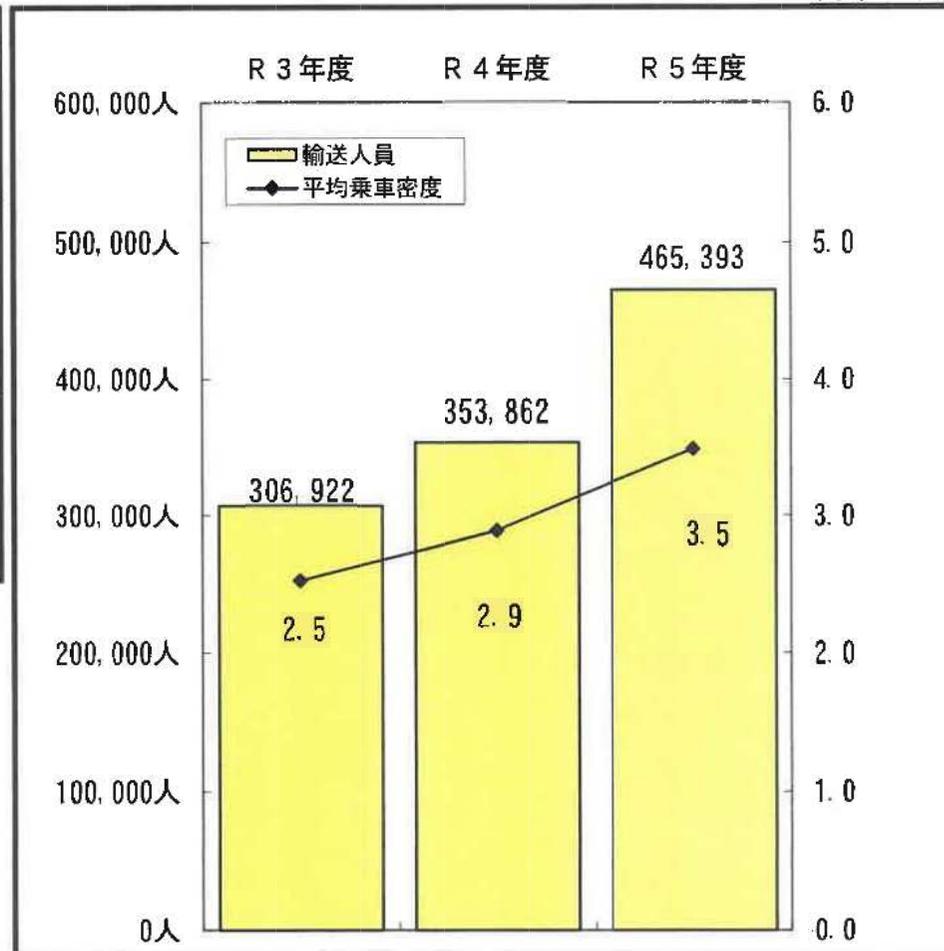


星ヶ丘線

4. 輸送人員・平均乗車密度の推移

(単位：人)

	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度
輸 送 人 員	306,922人	353,862人	465,393人
平均乗車密度	2.5人	2.9人	3.5人



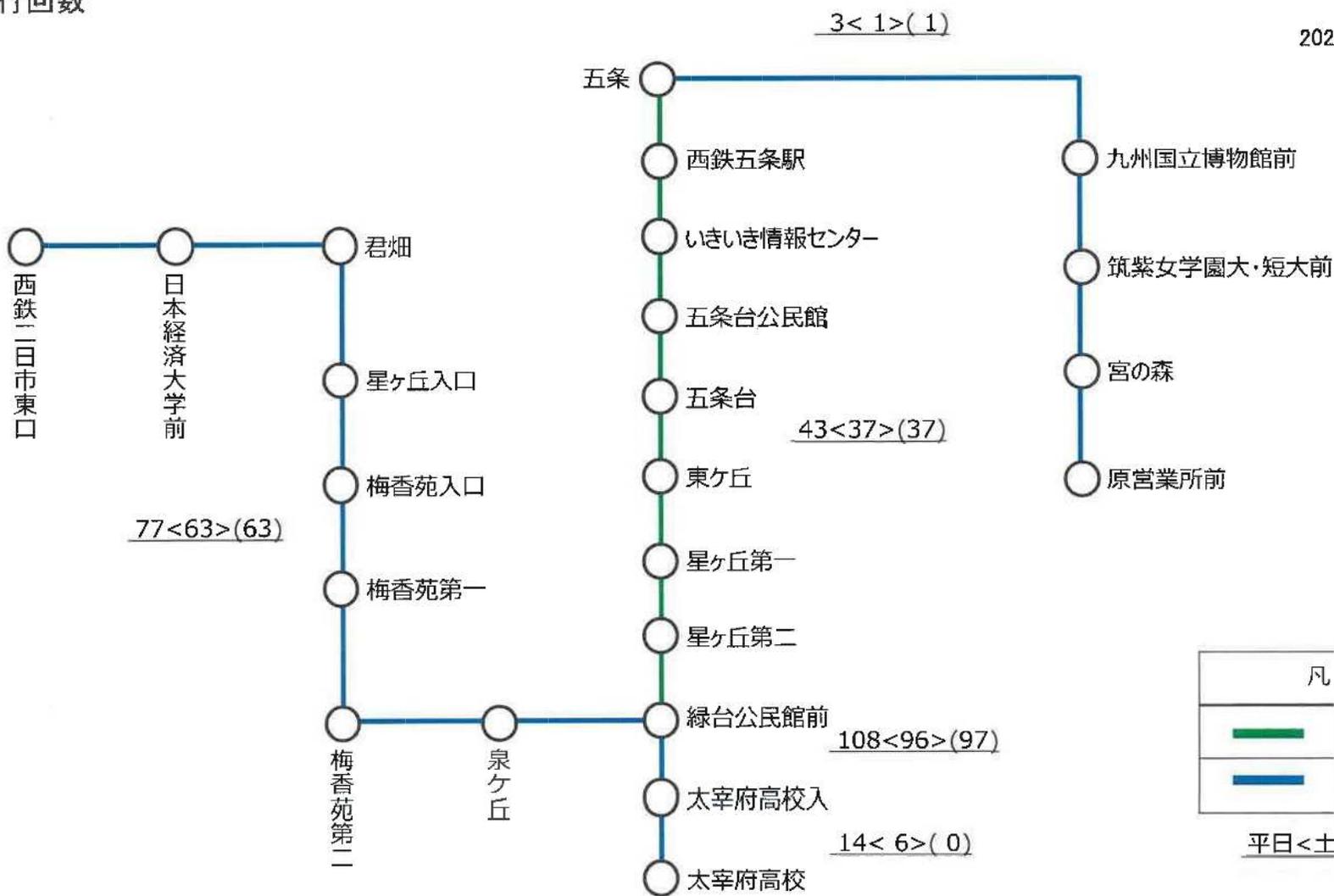
$$\text{平均乗車密度} = \frac{\text{運送収入}}{\text{実車走行キロ} \times \text{平均賃率}}$$

※平均賃率=1km当りの運賃

星ヶ丘線

5. 運行回数

2024年3月31日現在

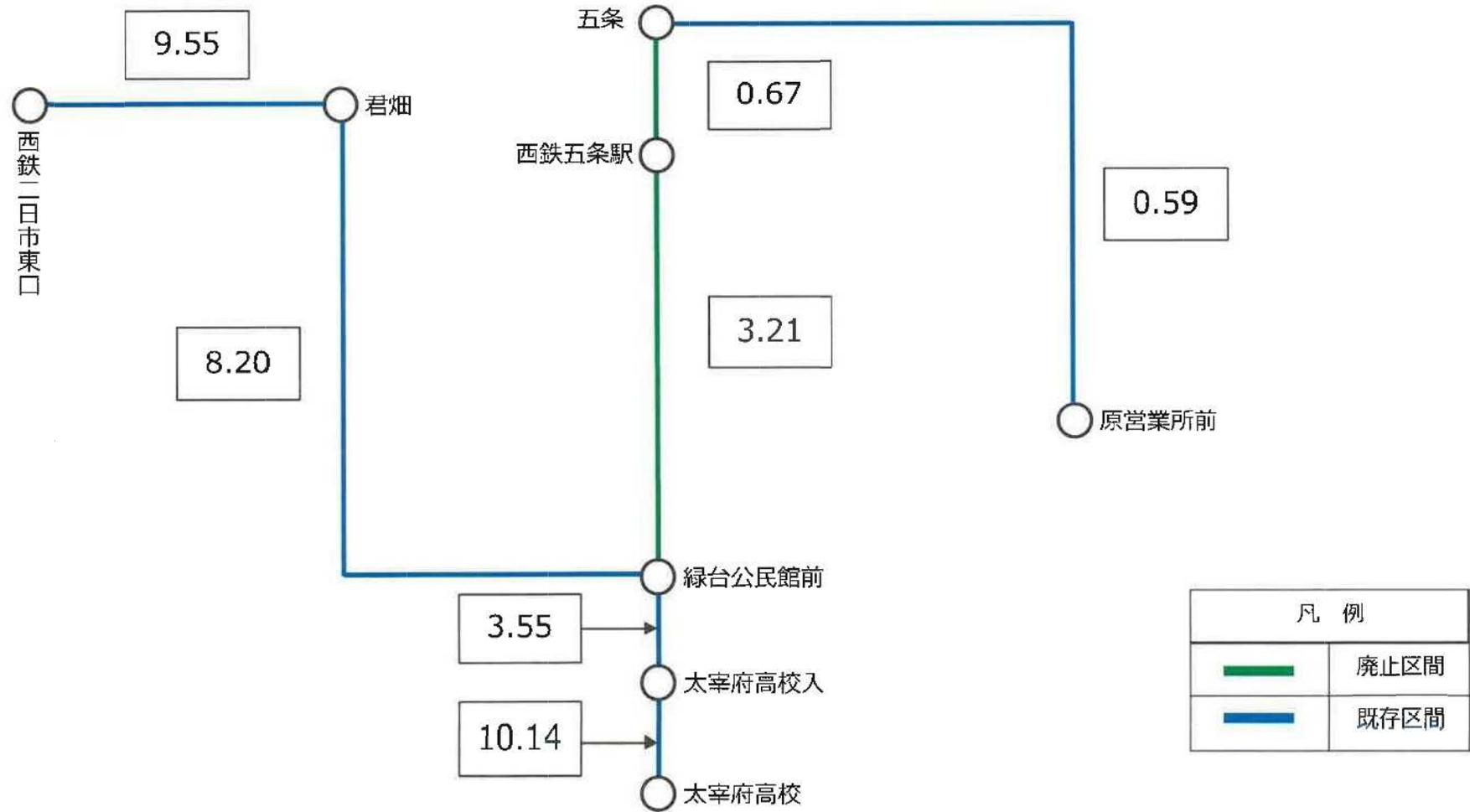


凡 例	
	廃止区間
	既存区間

平日<土曜>(日祝)

星ヶ丘線

7. 廃止区間の乗車密度



星ヶ丘線

8.競合路線状況図

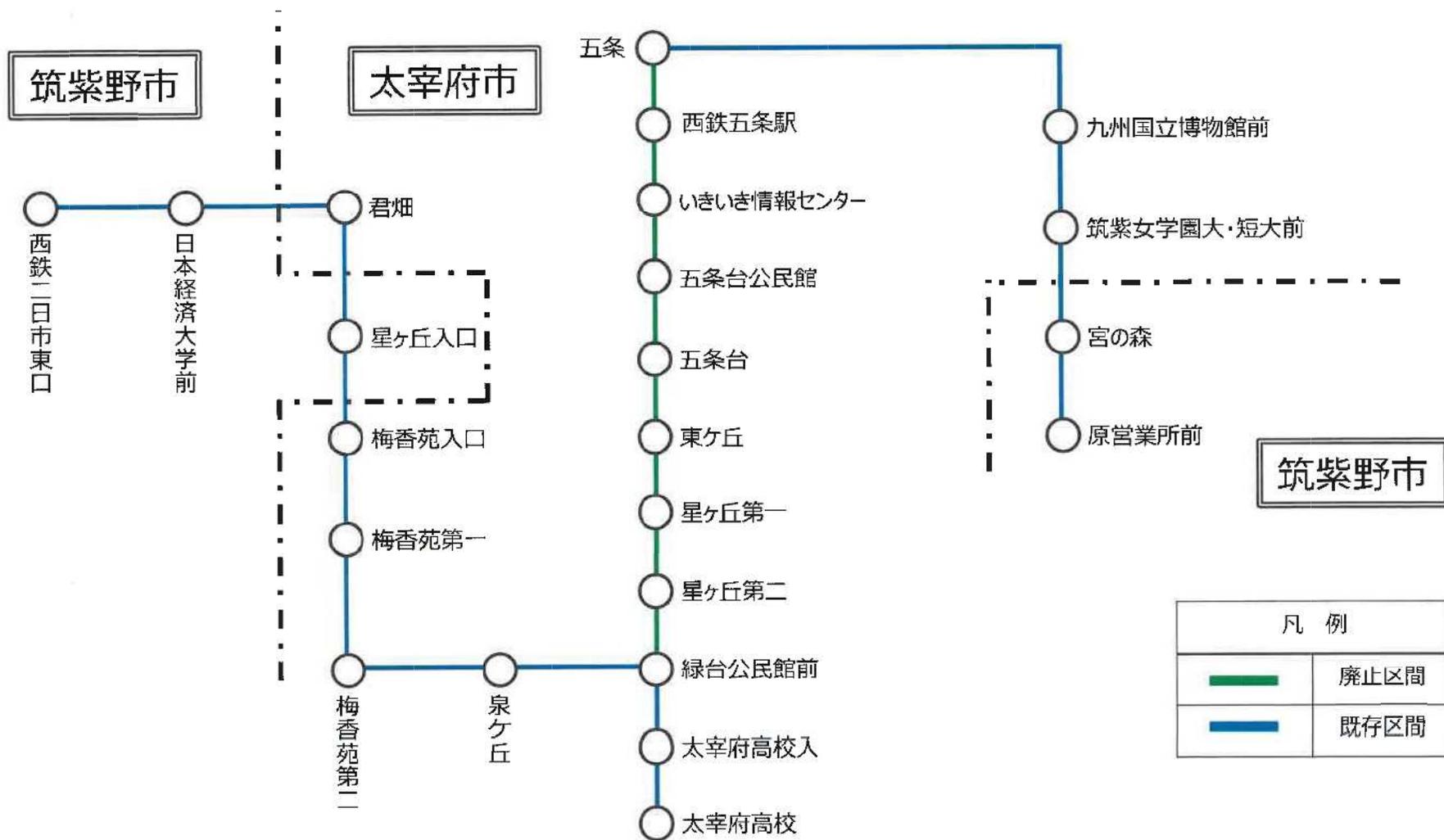
② 81<79>(71)
④ 30<16>(16)
計 111<95>(87)

2024年3月31日現在



星ヶ丘線

9. 関係市町村



南ヶ丘 線

【添付資料】

1.路線図	P. 1
2.路線概況	P. 2
3.収支・収支率の推移	P. 3
4.輸送人員、平均乗車密度の推移	P. 4
5.現行運行回数	P. 5
6.バス停区間の利用人員	P. 6
7.主要区間の乗車密度	P. 7
8.競合路線状況図	P. 8
9.関係市町村	P. 9

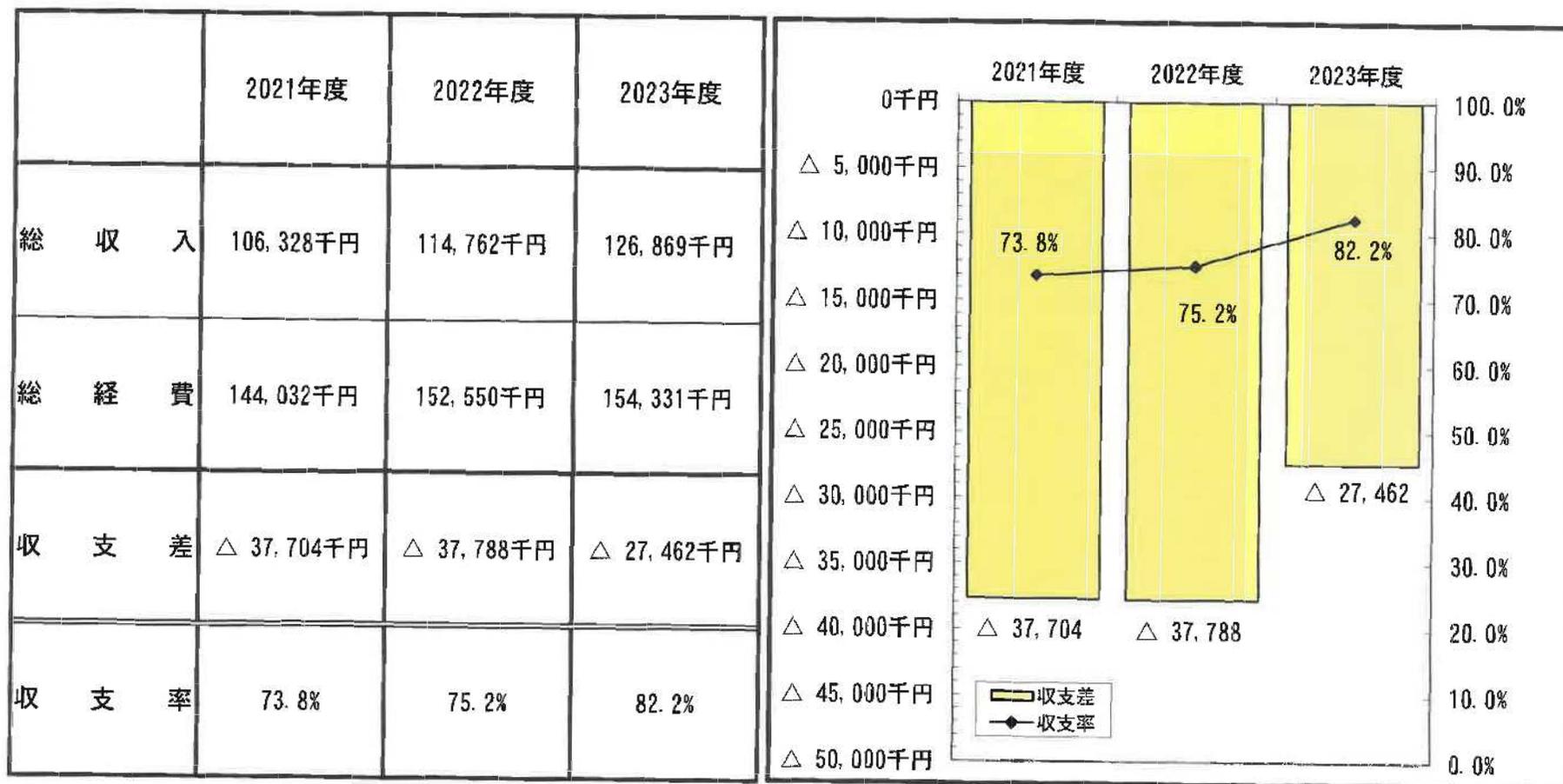
南ヶ丘線

2. 路線概況

実働数			仕業数			運行回数			一日当 輸送人員 (人)			運行 系統 数	関係 市町村
平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝		
9	7	7	11	8	8	152	114	114	2,879	1,571	712	6	大野城市、太宰府市、筑紫野市

南ヶ丘線

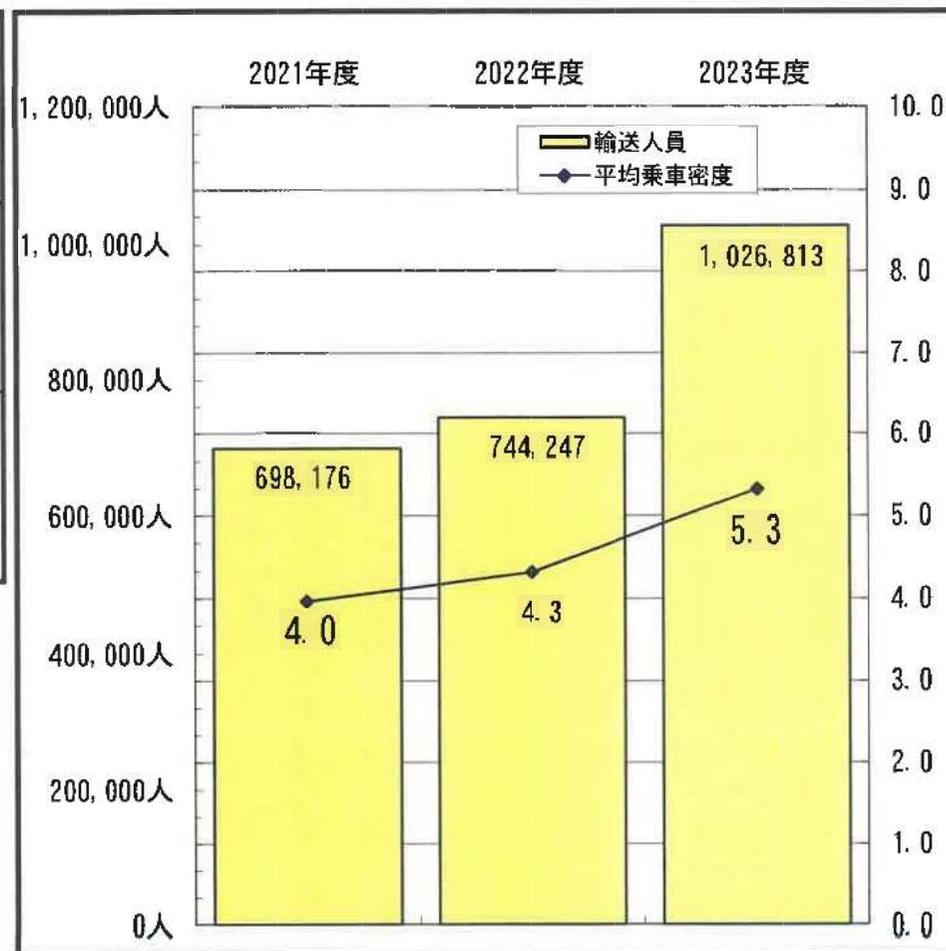
3. 収支・収支率の推移



南ヶ丘線

4. 輸送人員・平均乗車密度の推移

	2021年度	2022年度	2023年度
輸送人員	698,176人	770,971人	1,026,813人
平均乗車密度	4.0	4.3	5.3



南ヶ丘線

5. 運行回数

2024年3月16日現在



南ヶ丘線

6. バス停区間の利用人員

調査日：2024年2月1日～2月29日 平日1日平均

総利用人員：2,666人

影響人員：445人

				イオン大野城	
				27	
			下大利駅	75	63
		日の浦			6
		6	460	24	72
	南ヶ丘四ツ角				
	40	66	558	43	126
	平野ハイツ				
	6	176	32	362	14
	月の浦営業所				
		304	12	129	影響人員
	西鉄二日市				

南ヶ丘線

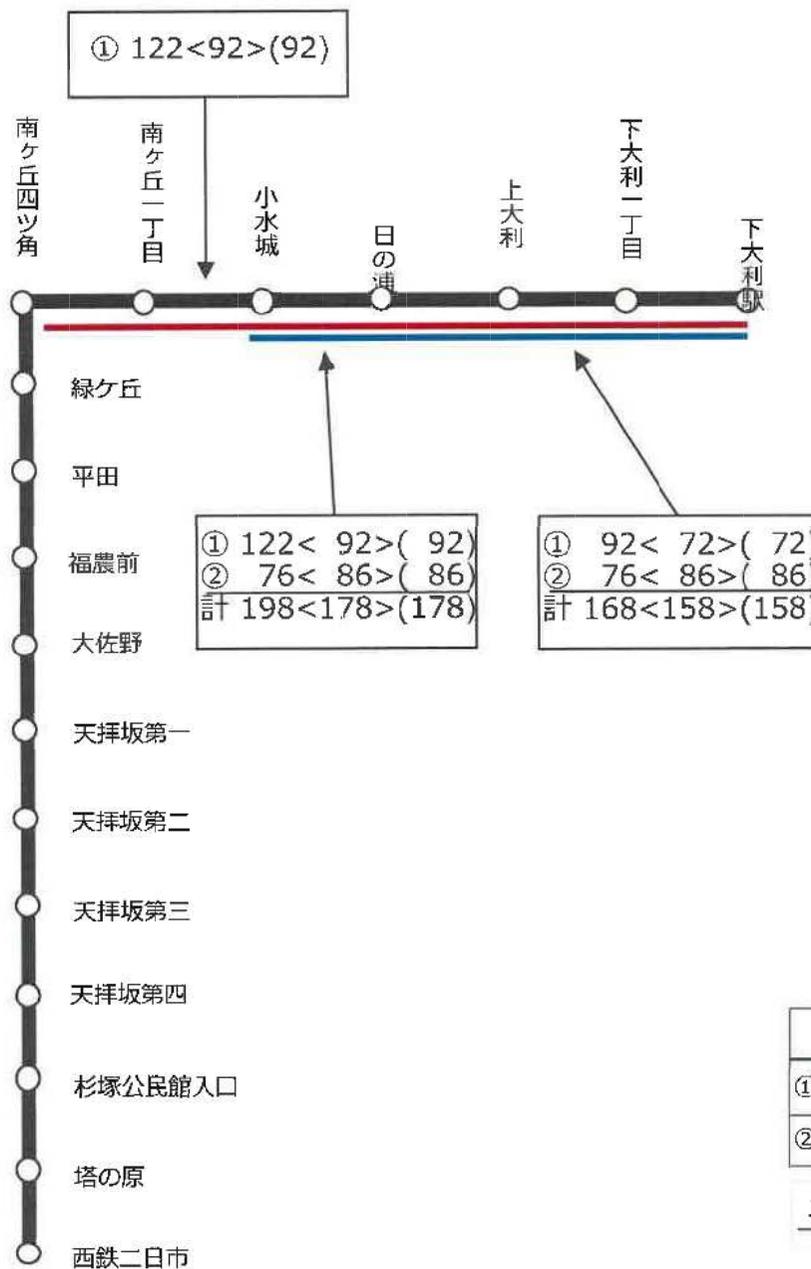
7. 廃止区間の乗車密度



南ヶ丘線

8. 競合路線 (22番系統)

2024年3月16日現在

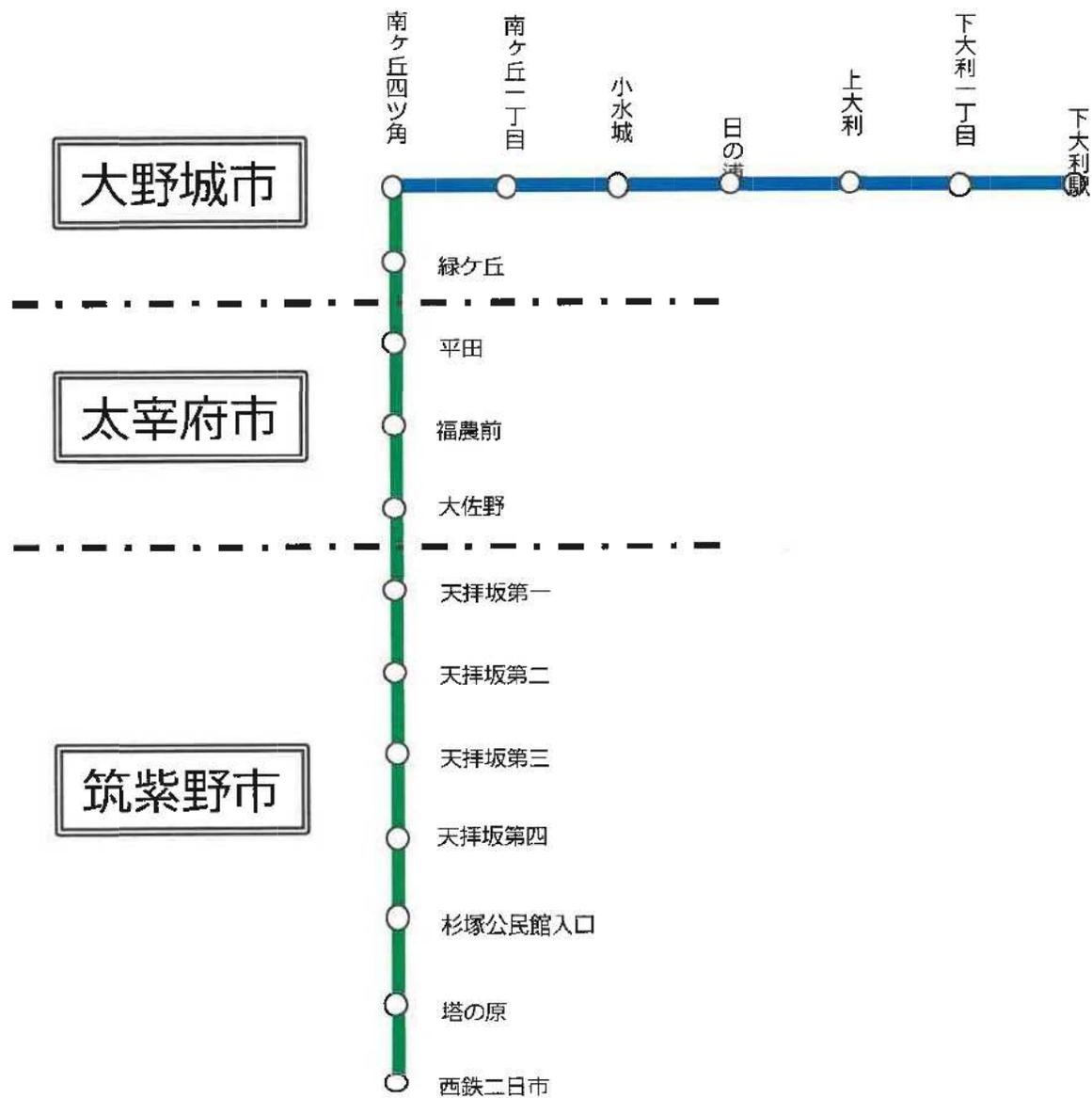


凡例	
①南ヶ丘線	
②つつじヶ丘線	

平日<土曜>(日祝)

南ヶ丘線

9. 関係市町村 (22番系統)



凡例

種別	区間
	廃止区間
	存続区間

南ヶ丘線とまほろば号 バス停位置及び時刻表比較資料

(1) バス停位置



福岡農業高校の1日スケジュール
※福農HPより抜粋

課外授業	7:45~8:30
朝読書	8:45~8:55
SHR	8:45~9:05
1限	9:10~10:00
2限	10:10~11:00
3限	11:10~12:00
4限	12:10~13:00
昼休み	13:00~13:45
掃除	13:45~13:55
5限	14:00~14:50
6限	15:00~15:50

(2) 時刻表(平日)

南ヶ丘線時刻表(現在)

	南ヶ丘線時刻表(現在)		南ヶ丘線時刻表(現在)	
	駅	バス停	駅	バス停
	二日市駅 発	福農前	下大利駅 発	福農前
6時			10	24
7時	00	15	26	43
8時	37	53	30	47
9時	37	53	30	44
10時	37	53	30	44
11時	32	48	30	44
12時	32	48		
13時			30	44
14時	32	48		
15時			30	44
16時	22	38	30	45
17時	25	41	30	47
18時	34	50	30	47
19時	32	48		

まほろば号時刻表(現在)

	まほろば号時刻表(現在)		まほろば号時刻表(現在)	
	駅	バス停	駅	バス停
	都府楼前駅 発	大佐野公園前 (大佐野回り)	都府楼前駅 発	大佐野公園前 (吉松回り)
6時	35	44		
7時	15	24	00	45 26
8時	45	54	15	11 41
9時	45	54	15	41
10時	45	54	15	41
11時	45	54	15	41
12時	45	54	15	41
13時			45	
14時	15	24		11
15時	45	54	15	41
16時	45	54	15	41
17時	45	54	15	41
18時			30	56
19時	15	24		